

# 通園支援事業（誰でも通園制度）

## 利用登録・申請の流れ

ひえづこども園に「通園支援事業利用認定申請書」と「通園支援事業利用児童調査票」を提出してください。

①  
通園支援事業  
登録・申し込み

「通園支援事業利用認定申請書」「通園支援事業利用児童調査票」はひえづこども園にあります。村のHPからも印刷できます。

お子さんの様子をおうかがいするための親子面談日をお知らせします。

②  
面談

面談後、「通園支援事業利用認定通知書」を送付します。登録内容に変更がなければ、今後は面談はいりません。

③  
登録完了

ひえづこども園に直接電話し、利用日の予約（3日前までに）をしてください。

④  
利用希望日の  
予約

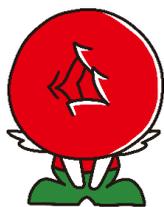
利用登録の有効期限は、申請した日の属する年度の3月31日までとなります。ただし、お子さんが就園された場合は登録は取りやめとなります。

利用日に「通園支援事業利用申込書」「通園支援事業問診票」とお子さんに必要な準備物と利用料を持ってきてください。

⑤  
利用開始

領収書をお受け取りください。

⑥  
通園支援事業  
利用終了



ひえづこども園

〒689-3553 西伯郡日吉津村日吉津 967-2

TEL 0859-27-0708

